

## ⑩ 法律と登記等に関する無料相談会

問・申 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

相談は1件あたり1時間程度です。相談のみで案件を依頼することはできません。すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

	日時(令和7年)		相談員
法律相談	1月16日(木)	午前10時～正午 午後1時～3時	元大学教授：山口 康夫さん <small>やまぐち やすお</small>
	2月10日(月)		弁護士：高中 学さん <small>たかなか まなぶ</small>
登記に関する相談	1月21日(火)		司法書士：入江 浩幸さん <small>いりえ ひろゆき</small>
	2月3日(月)		司法書士：西間木 雅子さん <small>にしまき まさこ</small>

場所 地域交流センターともべ「トモア」(笠間市友部駅前1-10)

対象 市内在住の方

定員 各日4名(先着順)

申込方法 電話でお申し込みください。

## ⑪ 基準緩和型サービス従事者養成研修の参加者募集

問・申 高齢福祉課(内線175)

市では、介護予防・日常生活支援総合事業において、市独自の基準によるサービス(基準緩和型サービス)を実施し、調理・清掃・買い物など日常の家事支援などに従事するための研修を開催します。基準緩和型サービスへの従事を希望される方だけでなく、介護に関心のある方もぜひご参加ください。研修受講後に修了証を交付します。

日時 令和7年1月20日(月) 午前9時30分～午後4時

場所 市役所本所 2階2-6・7会議室(笠間市中央3-2-1)

内容 介護保険、認知症の理解、生活支援技術などの基礎知識を学びます。

講師 (特非) ちいきの学校

対象 市内在住で終日参加できる方

定員 20名(応募多数の場合は抽選)

参加費 無料 ※筆記用具、昼食、飲み物をご用意ください。

申込方法 窓口へ直接または電話、右上の二次元コードからお申し込みください。

申込期限 令和7年1月10日(金)

※研修を終了した後は、基準緩和型サービスを提供している事業所での就労が可能となります。ただし、市が就労を確約するものではありません。



申し込みはこちら

## デジタル支所のオンライン申請をお使いください

デジタル支所では、行政サービスの申請・子育て/福祉に関する相談予約・スポーツ施設の予約などの手続きをパソコンやスマートフォンから申請することができます。オンライン申請なら24時間いつでもどこでも申請が可能です。市役所に行くために仕事を休む必要はありません。

市役所に足を運ぶ前に、デジタル支所にアクセスしてみてください。この窓口は並びません。

URL <https://www.city.kasama.lg.jp/page/dir013268.html> またはデジタル支所で検索

問 デジタル戦略課(内線217)



詳しくはこちら